

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

花巻空港管理条例施行規則（昭和38年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(空港施設の使用届)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定による空港の施設を使用しようとする者は、<u>空港施設使用届(様式第1号)</u>を空港事務所長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情によって届書によることが困難な場合は、当該事項を電話又は電信により届け出ることができる。</p> <p>(運用時間外の空港施設の使用許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定による運用時間外の空港施設の使用の許可を受けようとする者は、<u>運用時間外空港施設使用許可申請書(様式第2号)</u>を空港事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(制限重量超過航空機による<u>空港施設</u>の使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項ただし書の規定による<u>空港施設</u>の使用の許可を受けようとする者は、<u>制限重量超過航空機空港施設使用許可申請書(様式第3号)</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(入場の申出)</p> <p>第5条 条例第7条第1項の規定により空港へ入場しようとする者は、<u>空港入場者受付簿(様式第4号)</u>に所定の事項を記載して、申し出なければならない。</p> <p>2 空港事務所長は、条例第7条第2項の規定に基づいて入場を制限する場合を除き、前項の手続を経た者に対して、<u>入場票(様式第5号)</u>を交付するものとする。</p> <p>(制限区域内の車両運転の許可の申請)</p> <p>第6条 条例第9条第1号の規定による車両の運転の許可を受けようとする者は、<u>制限区域内車両運転許可申請書(様式第6号)</u>を空港事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(空港内における行為の許可の申請)</p> <p>第7条 条例第10条第2号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯又は運搬の許可を受けようとする者は、<u>爆発物等携帯(運搬)許可申請書(様式第7号)</u>を空港事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第10条第3号の規定による可燃性の液体、ガスその他これに類する物件の保管又は運搬の許可を受けようとする者</p>	<p>(空港施設の使用届)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定による空港の施設を使用しようとする者は、<u>別に定める様式による</u>空港施設使用届を空港事務所長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の事情によって届書によることが困難な場合は、当該事項を電話又は電信により届け出ることができる。</p> <p>(運用時間外の空港施設の使用許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定による運用時間外の空港施設の使用の許可を受けようとする者は、<u>別に定める様式による</u>運用時間外空港施設使用許可申請書を空港事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(制限重量超過航空機の使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第4条第1項ただし書の規定による<u>航空機</u>の使用の許可を受けようとする者は、<u>別に定める様式による制限重量超過航空機使用許可申請書</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(入場の申出)</p> <p>第5条 条例第7条第1項の規定により空港へ入場しようとする者は、<u>空港入場者受付簿(様式第1号)</u>に所定の事項を記載して、申し出なければならない。</p> <p>2 空港事務所長は、条例第7条第2項の規定に基づいて入場を制限する場合を除き、前項の手続を経た者に対して、<u>入場票(様式第2号)</u>を交付するものとする。</p> <p>(制限区域内の車両運転の許可の申請)</p> <p>第6条 条例第9条第1号の規定による車両の運転の許可を受けようとする者は、<u>別に定める様式による</u>制限区域内車両運転許可申請書を空港事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(空港内における行為の許可の申請)</p> <p>第7条 条例第10条第2号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯又は運搬の許可を受けようとする者は、<u>別に定める様式による</u>爆発物等携帯(運搬)許可申請書を空港事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第10条第3号の規定による可燃性の液体、ガスその他これに類する物件の保管又は運搬の許可を受けようとする者</p>

は、可燃性物件保管（運搬）許可申請書（様式第8号）を空港事務所長に提出しなければならない。

3 条例第10条第4号の規定による裸火の使用の許可を受けようとする者は、裸火使用許可申請書（様式第9号）を空港事務所長に提出しなければならない。

（工作物設置等の許可の申請）

第8条 条例第11条第1項の規定による工作物の設置の許可又は空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）の占有の許可を受けようとする者は、工作物設置等許可申請書（様式第10号）を空港事務所長に提出しなければならない。

2・3 [略]

（構内営業の許可の申請）

第9条 条例第12条第1項の規定による構内営業の許可を受けようとする者は、構内営業許可申請書（様式第11号）を空港事務所長に提出しなければならない。

2 [略]

（着陸料等の納付時期の変更の承認の申請）

第11条 条例第16条第3項の規定により着陸料等の納付時期の変更の承認を受けようとする者は、着陸料等納付時期変更承認申請書（様式第13号）を空港事務所長に提出しなければならない。

（着陸料等の減免）

第12条 [略]

2 [略]

3 前項の申請は、着陸料等減免申請書（様式第14号）を空港事務所長に提出して行うものとする。

（占用料の減免）

第13条 条例第18条第4項において準用する条例第17条の規定に基づき占用料の減免を受けようとする者は、占用料減免申請書（様式第15号）を空港事務所長（前条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、知事）に提出しなければならない。

（届書等の経由）

第14条 この規則による届書等で知事に提出するものは、空港事務所長を経由しなければならない。

は、別に定める様式による可燃性物件保管（運搬）許可申請書を空港事務所長に提出しなければならない。

3 条例第10条第4号の規定による裸火の使用の許可を受けようとする者は、別に定める様式による裸火使用許可申請書を空港事務所長に提出しなければならない。

（工作物設置等の許可の申請）

第8条 条例第11条第1項の規定による工作物の設置の許可又は空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）の占有の許可を受けようとする者は、別に定める様式による工作物設置等許可申請書を空港事務所長に提出しなければならない。

2・3 [略]

（構内営業の許可の申請）

第9条 条例第12条第1項の規定による構内営業の許可を受けようとする者は、別に定める様式による構内営業許可申請書を空港事務所長に提出しなければならない。

2 [略]

（着陸料等の納付時期の変更の承認の申請）

第11条 条例第16条第3項の規定により着陸料等の納付時期の変更の承認を受けようとする者は、別に定める様式による着陸料等納付時期変更承認申請書を空港事務所長に提出しなければならない。

（着陸料等の減免）

第12条 [略]

2 [略]

3 前項の申請は、別に定める様式による着陸料等減免申請書を空港事務所長に提出して行うものとする。

（占用料の減免）

第13条 条例第18条第4項において準用する条例第17条の規定に基づき占用料の減免を受けようとする者は、別に定める様式による占用料減免申請書を空港事務所長（前条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、知事）に提出しなければならない。

（申請書等の経由）

第14条 この規則による申請書等で知事に提出するものは、空港事務所長を経由しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第3号までを削る。

改正前	改正後
様式第4号（第5条関係）	様式第1号（第5条関係）

[略] 様式第5号（第5条関係） [略]	[略] 様式第2号（第5条関係） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第6号から様式第15号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成23年7月28日から施行する。
- 2 この規則による改正後の花巻空港管理条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。